

事 務 連 絡
令和2年7月2日

各建設業者団体事務局等担当者 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととして
おりますので、ご参考にお知らせします。

また、会員、傘下団体等に当該取組について周知を徹底していただきますよう
お願いいたします。

事務連絡
令和2年7月1日

各地方整備局	企画部	技術調整管理官	殿
北海道開発局	事業振興部	技術管理企画官	殿
沖縄総合事務局	開発建設部	技術企画官	殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理室長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）により通知しているところである。また、工事現場の熱中症対策については、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）（以上3通知について、以下「関係通知」という。）により通知しているところである。

今般、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための建設企業で実践されている取組事例等を拡充した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年7月1日変更版））」（「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について」（令和2年7月1日付け国不建第1号。別紙3）の別添1）が通知されたところであるが、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る設計変更にあたっては、上記関係通知に基づき適切に対応されたい。その際、関係通知では真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応されたい。また、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」について」（平成29年3月15日付け国官技第305号）においては、避暑（熱中症予防）対策に係る費用を率計上しているほか、率分で計上することが適当でない」と判断されるものについては積上げ計上できることとに留意されたい。

附 則

本運用は、各関連通知の適用日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとする。なお、各関連通知の適用日以降であれば、既契約工事にも適用するものとする。